

様式 2

人委第 206 号

県の回答（対応状況等）

令和 8 年 7 月 14 日

（ご意見標題）

沖縄県職員採用試験における国籍条項撤廃の経緯について

（担当課）

沖縄県人事委員会事務局

（ご意見要約）

- 1 国籍条項撤廃時の意思決定過程の文書等を開示してほしい。
- 2 外国籍の職員を登用する際の基準等を開示してほしい。
- 3 平成 17 年 1 月 26 日付け最高裁判決との整合について聞きたい。
- 4 国籍条項撤廃と国民主権等の整合について聞きたい。

（回 答）

1 について

沖縄県人事委員会が実施する県職員採用試験では、国籍を問わず広く人材を求め、アジア・太平洋地域との多様なネットワークを構築したいという任命権者からの要望に基づき、平成 10 年度試験から警察官、警察事務等を除く多くの試験で外国籍の方も受験をすることが可能となっております。

なお、採用試験は、沖縄県人事委員会で議決された試験計画に則り実施されることとなっており、平成 10 年度試験計画議決時の議事録等については、公文書開示請求の手続きを行うことで閲覧等の請求をすることができます。ただし、令和 8 年 6 月現在、沖縄県公文書等の管理に関する条例（令和 7 年 3 月 31 日条例第 3 号）に規定される文書保存期間を超過していることから、請求を受けて実際に閲覧等に供することができる資料は残存するものに限られます。

2 について

国家公務員においては、人事院規則により職員の採用及び昇任については日本国籍が必要であると規定されておりますが、地方公務員に対してはそうした規定は定められておりません。一方で、国は、外国籍の方の地方公務員への登用について、「公権力の行使や国家の意思形成への参画に携わる公務員には日本国籍が必要」と

いう見解を示しております。

本県では、職員の任用に関する規則（昭和 47 年人事委員会規則第 3 号）第 3 条の 2 において、「公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職として任命権者が定める職には、日本の国籍を有する者を任用する」と規定しており、国の見解と矛盾はないものと認識しております。なお、当該規定に示すとおり、具体的にどういった職が、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職として日本国籍を必要とするかは各任命権者が定めることとなっております。

3 について

お示しされている判例については、いわゆる「東京都職員管理職選考受験資格確認等請求事件」と推測し回答させていただきます。

当該事件の判決では、「普通地方公共団体が、公務員制度を構築するに当たって、公権力行使等地方公務員の職とこれに昇任するのに必要な職務経験を積むために経るべき職とを包含する一体的な管理職の任用制度を構築した上で、日本国民である職員に限って管理職に昇任することができることとする措置を執ることは、合理的な理由に基づいて日本国民である職員と在留外国人である職員とを区別するものであり、上記の措置は、労働基準法 3 条にも、憲法 14 条 1 項にも違反するものではないと解するのが相当である。」と述べられており、管理職への昇任を日本国籍保有者に限定する措置が合憲と判断されておりますが、公権力の行使等に携わらない職への任用についても日本国籍を要するとは述べられていないものと認識しております。

本県においては、警察官等一部の職を除き採用試験の受験に日本国籍を要しない一方、職員の任用に関する規則第 3 条の 2 において、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職として任命権者が定める職には、日本の国籍を有する者を任用することとしております。

4 について

上記回答のとおり本県においては、日本国籍を有しない者も採用試験の受験を可能とする一方、国民主権の原理から、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職については日本の国籍を有する者を任用することとしております。

この度は本県人事行政へのご質問ありがとうございました。今後とも県民へのより良い行政サービスの提供に向けて、有為な人材の確保に努めてまいります。